

香川県肝炎医療コーディネーターの養成及び活用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、香川県肝炎医療コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を養成し、住民への肝炎医療に関する普及啓発、患者やその家族への情報提供などの支援に活用することにより、肝炎患者の重症化予防や肝炎への理解を社会に広げる基盤の構築を図るなど、香川県の肝炎対策を推進することを目的とする。

(実施主体)

第2条 実施主体は、香川県（以下「県」という。）とする。

(基本的な役割)

第3条

- 1 コーディネーターは、第8条の規定による認定及び登録を受けて、肝炎ウイルスの感染者及び肝炎患者（ウイルス性肝炎から進行した肝硬変又は肝がんの患者を含む。以下「肝炎患者等」という。）が適切な肝炎医療や支援を受けられるように、医療機関、行政機関その他の地域や職域の関係者間の橋渡しを行い、肝炎ウイルス検査の受検、検査陽性者の早期の受診、肝炎患者等の継続的な受療が促進され、行政機関や医療機関によるフォローアップが円滑に行われるようにすることを基本的な役割とする。
- 2 コーディネーターは、前項に規定する基本的な役割を果たすため、相互に連携し、補完し合うものとする。

(活動内容)

第4条 コーディネーターの主な活動内容は、コーディネーターが配置される次に掲げる機関に応じて、それぞれ次に掲げるとおりとする。

- (1) 肝疾患診療連携拠点病院（以下「拠点病院」という。）、肝疾患専門医療機関（以下「専門医療機関」という。）、その他の医療機関及び検診機関
 - ア 肝炎の検査や治療に関する情報提供及び相談助言
 - イ 抗ウイルス治療後も含めた継続受診の重要性の説明とフォローアップ
 - ウ 肝炎患者等を支援するための制度や窓口の案内
 - エ 拠点病院等で実施する市民公開講座、肝臓病教室や患者サロン等への参加
 - オ 地域や職域における啓発行事への参加や啓発行事の周知
 - カ アからオまでのほか、前条第1項に規定する基本的な役割を果たすために必要な活動
- (2) 県内の保健所（以下「保健所」という。）、県内の市町の健康増進事業担当部局等（以下「市町」という。）
 - ア 肝炎対策に関する情報提供及び普及啓発
 - イ 肝炎患者等を支援するための制度や窓口の案内
 - ウ 肝炎ウイルス検査の受検案内及び受検勧奨

エ 肝炎ウイルス検査陽性者に対する受診勧奨及びフォローアップ事業の案内・実施

オ 地域や職域における啓発行事への参加や啓発行事の周知

カ アからオまでのほか、前条第1項に規定する基本的な役割を果たすために必要な活動

(3) 民間企業、医療保険者等の職域機関

ア 事業主、人事管理部門、従業員の普及啓発

イ 職域の健康診断等における肝炎ウイルス検査の受検案内

ウ 肝炎患者等が治療を受けながら仕事を続けるための職場環境の整備

エ 肝炎に関する相談窓口の案内

オ 地域や職域における啓発行事への参加や啓発行事の周知

カ アからオまでのほか、前条第1項に規定する基本的な役割を果たすために必要な活動

(4) (1) から (3) までの機関以外の機関

ア 肝炎ウイルス検査の受検や肝炎患者等への理解の促進のための住民等の普及啓発

イ アのほか、前条第1項に規定する基本的な役割を果たすために必要な活動

(配置)

第5条

1 コーディネーターは、拠点病院、専門医療機関等の医療機関及び検診機関、保健所及び市町、薬局、障害福祉サービス及び介護サービスの事業所、民間の企業や団体、医療保険者、肝炎患者の団体等に配置するものとする。

2 県は、県内の全ての拠点病院、専門医療機関並びに保健所及び市町にコーディネーターが配置されるように、これらの機関の協力を得て、第7条及び第8条の規定によるコーディネーターの養成、認定及び登録を行うものとする。

3 県は、第8条第3項の規定によるコーディネーター登録名簿に登載のあるコーディネーターが配置されている機関の一覧を作成し、県のホームページ等において公表するものとする。

(コーディネーターの要件)

第6条 コーディネーターは、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師等の保健医療関係者、保健師等の保健所又は市町で肝炎対策を担当する者、産業医等の企業又は団体で健康管理を担当する者、肝炎患者又はその家族その他肝炎の予防及び肝炎患者の支援の推進に意欲を有する者

(2) 県が実施する養成研修を受講した者

(養成)

第7条

1 前条に規定する養成研修の内容は、次の(1)から(7)に掲げるとおりとする。

なお、コーディネーターの活動場所や職種などに応じて、適宜、養成研修の内容を設定できるものとする。

- (1) コーディネーターに期待される役割、心構え
 - (2) 肝疾患の基本的な知識
 - (3) 肝炎患者等に係る支援制度
 - (4) 県の肝炎対策
 - (5) 地域の肝疾患診療連携体制
 - (6) 肝炎ウイルス陽性者に対するフォローアップの実施方法
 - (7) コーディネーターの具体的な活動事例
- 2 県は、前条に規定する養成研修の終了後に、養成研修受講者の研修内容に関する習熟度について、試験等によって確認するものとする。

(認定及び登録)

第8条

- 1 県は、第6条の要件を満たす者に対して、適当と認められるときは、認定証（様式1）を交付する。
- 2 コーディネーターの所属する機関の長は、登録申請書（様式2）により、前項に規定する認定証（様式1）の交付を受けた者のうち、コーディネーター間で共有する次項の登録名簿への記載に同意した者について、登録申請を行う。
- 3 県は、前項の申請により、適当と認められる者については、コーディネーター登録名簿（様式3）に、コーディネーターとして登録する。なお、コーディネーター登録名簿（様式3）は、前項の規定による登録申請書（様式2）で得られたコーディネーターの情報に基づき作成し、コーディネーター間で共有するものとする。

(登録内容の変更)

第9条 コーディネーターの所属する機関の長は、コーディネーター登録名簿の登録内容に変更が生じたときは、登録内容変更届（様式4）により、県に届出を行わなければならない。

(登録の削除)

第10条

- 1 コーディネーターの所属する機関の長は、疾病又はその他の理由により、コーディネーターとして活動することが困難になったときは、登録削除届（様式5）により、県に届出を行わなければならない。
- 2 県は、前項の届出があったときは、第8条第3項の規定によるコーディネーター登録名簿（様式3）から登録を削除する。

(認定の取消)

第11条

- 1 県は、コーディネーターが活動において不適切な行為を行ったときは、第8条第1項の規定による認定を取り消し、第8条第3項に規定するコーディネーター登録

名簿（様式3）から登録を取り消す。

- 2 前項の規定により、認定を取り消された者は、第8条第1項に規定する認定証（様式1）を返納しなければならない。

（技能向上及び活動支援）

第12条

- 1 県は、研修会又は情報交換会の開催、情報提供等を実施し、コーディネーターの継続的な技能の向上と相互の連携の強化を図り、その活動を支援するものとする。
- 2 県は、コーディネーターの活動内容や、第8条第3項の規定によるコーディネーター登録名簿に登載のあるコーディネーターが配置されている機関の一覧を、県のホームページ等を利用して周知を図るものとする。

（遵守事項）

第13条 コーディネーターは、次の（1）から（4）に掲げる事項について遵守しなければならない。

- （1）正当な理由なく、その活動を通じて知り得た秘密を漏らさないこと。第10条の規定により登録を削除された後又は第11条の規定により認定を取り消された後も同様とする。
- （2）コーディネーターの身分を私的な利益、営業目的のために用いないこと。
- （3）県から活動状況について報告を求められたときは、活動状況報告書（様式6）によりその活動状況を報告すること。
- （4）第6条に規定する養成研修を定期的（2年に1回程度）に受講すること。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、コーディネーターについて必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年11月30日から施行する。

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。